

(様式第10号)

石川県賃貸型応急住宅変更届

市町へ当該届出をする日を記載 ---▶ 令和 6年 6月 1日

石川県知事 馳 浩 様

届出者 (申込者又は届出後の入居代表者)

石川県賃貸型応急住宅の申込者を記載  
(やむを得ない場合は入居者でも可)

住所 石川県金沢市鞍月1-1  
フリ ガナ イシカワ タロウ  
氏 名 石川 太郎  
① 111-1111-1111  
電話番号② 222-2222-2222

私は、令和6年1月1日付建第1号-2で通知のあった石川県賃貸型応急住宅入居決定通知書において、下記のとおり変更が生じたため、届け出ます。

記

※変更事項にチェックをつけ、該当項目に変更後の内容等をご記載ください

- 1. 被災した住宅の状況 (「1. 変更後の被災した住宅の状況」をご記載ください)
- 2. 世帯員の状況 (裏面の「2. 変更後の世帯員の状況」をご記載ください)

(1)(2)(3)及び(4)のいずれかにチェック (複数選択はしないこと)

1. 変更後の被災した住宅の状況 (■持家 □借家 □その他)

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない
- (2) 半壊 (「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。) であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う
  - 住宅を解体した後、遅滞なく解体証明書など住宅を解体したことが分かる書類を提出する
- (3) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる (半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。)
- (4) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた

※(2)に該当する場合、左点線の矢印の先にチェック

※入居期間は、当初の入居日から2年以内 (災害時に借家又は公営住宅に居住されていた方は原則1年以内) です。なお、(3)は応急修理が完了するまで (最長で応急修理制度が終了するまで) となります。

○添付資料 ※必ずご確認ください

(1)又は(4)をチェックした場合	り災証明書の写し
(2)をチェックした場合	り災証明書及び解体証明書等*の写し
(3)をチェックした場合	り災証明書及び応急修理制度申込書 (市町受付印押印のもの) の写し

※解体済みの方は解体証明書等をご提出ください。今後、住宅を解体する方は、解体証明書等の発行後遅滞なく提出してください。

<裏面に続きます>

